18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

	区		分			支			払			決		定		済		額			
			刀		支	払	命	令	官	分	支	払	委	託	官	分		合		計	
										千円						千円					千円
平	成	12	年	度					258,							561			132, 6		
		13						,	,	446						797			130, 7	744, 2	242
		14						141,	460,	246				2,	788,	956			144, 2	249, 2	203
		15					-	145,	490,	622						_			145, 4	490, (622
		16						139,	032,	154						_			139, ()32, ⁻	154
源	泉	所	得	税				49,	010,	806						_			49, (010, 8	306
申	告	所	得	税				6,	228,	307						_			6, 2	228, 3	307
法		人		税				19,	094,	175						_			19, (094,	175
消費	貴税及	び地	方消	費税				61,	690,	527						_			61, 6	590, 5	527
そ	\mathcal{O}	他	諸	税				3,	008,	339						_			3, (008, 3	339
還	付	金	合	計				139,	032,	154						-			139, (032,	154

調査期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、 「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。 なお、平成15年度分からは支払委託官分の取扱いが廃止され支払命令官分の みとなった。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。
- (注) 還付加算金を含む